

宮 城 県 公 報

令和 7 年 10 月 14 日（火）
定期第 640 号

目 次

告示

- 土地区画整理組合の定款変更の認可（都市計画課）

公告

- 公聴会の開催（2 件）（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了（2 件）（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）

宮城県告示第610号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

令和 7 年10月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 組合の名称
仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
宮城郡利府町岩切字羽黒前89番地
- 3 設立認可の年月日
令和 3 年12月 1 日
- 4 変更の内容
事務所の所在地
(変更前) 第 5 条 この組合の事務所は、宮城郡利府町岩切字羽黒前89番地に置く。
(変更後) 第 5 条 この組合の事務所は、宮城郡利府町神谷沢字館ノ内61番地 1 に置く。
- 5 変更認可の年月日
令和 7 年10月 7 日

都市計画に関する公聴会規則（昭和 45 年宮城県規則第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 10 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 公聴会の日時及び場所

日	時	場	所
令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 7 時から		仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎	

2 件名

仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

3 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者（以下「公述申出者」という。）は、利府町の住民又は利害関係人とする。

4 公述の申出等

- (1) 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。
 - (2) 公述申出書の提出期限は、令和 7 年 10 月 29 日（水）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。
 - (3) 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。
 - (4) 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。
- なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

5 素案の概要

仙塩広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)
利府町	唄沢	75.8

6 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 電話 022—211—3132・3134）に行うこと。

都市計画に関する公聴会規則（昭和 45 年宮城県規則第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 10 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
令和 7 年 11 月 11 日（火）午後 7 時から	柴田郡大河原町字南 129 番 1 号 大河原合同庁舎

2 件名

仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

3 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者（以下「公述申出者」という。）は、白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町の住民又は利害関係人とする。

4 公述の申出等

- (1) 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。
- (2) 公述申出書の提出期限は、令和 7 年 11 月 4 日（火）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。
- (3) 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。
- (4) 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

5 素案の概要

仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

- (1) 都市計画の目標
- (2) 区域区分の決定の有無
- (3) 主要な都市計画の決定の方針
 - ア 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - イ 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ウ 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - エ 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - オ 防災に関する都市計画の決定の方針

6 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区
本町3丁目8番1号 電話 022—211—3132・3134）に行うこと。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 10 月 14 日

	宮城県知事	村	井	嘉	浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	名取市堀内字南竹 125 番 1				
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	大崎市三本木伊賀字大洞 33 番地 児玉 豪				

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 10 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- | | | |
|---------------------------------|---|------------------------------------|
| 1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称 | 5 | 塩竈市字伊保石 7 番 5、7 番 62、241 番 2、259 番 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） | | 仙台市青葉区みやぎ台二丁目 2 番 1－1 号
株式会社城南 |

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 10 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ラップ式簡易トイレ及び簡易トイレ用ワンタッチテント 一式

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和 8 年 3 月 17 日（火）

(4) 納入場所 蔵王町総合運動公園ほか

（蔵王町大字曲竹字河原前 1-61 ほか）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和7年10月20日（月）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班（担当 福地 美奈 電話 022-211-3333）

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年10月20日（月）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年10月20日（月）午前9時から令和7年10月22日（水）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年10月22日（水）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年10月24日（金）午前9時から令和7年10月27日（月）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和7年10月27日（月）午後5時

(4) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（６）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和 7 年 10 月 28 日（火）午前 10 時

宮城県行政庁舎 10 階入札室

4 入札に参加することができない者 2 に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1.Nature and Quantity of Items to be Procured: Wrapping-style portable toilet, pop-up portable toilet tent (1 set)

2.Deadline for Delivery: March 17, 2026 (Tue.)

3.Place of Delivery: Zao Town Sports Park and other locations

4.Deadline for Bid Submission: October 27, 2025 (Mon.), 5:00 P.M.

5.Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570

TEL: 022-211-3333

6.Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only